

## 九州大学課外活動共用施設規則

平成16年度九大規則第99号  
施行：平成16年4月1日  
最終改正：平成30年9月28日  
(平成30年度九大規則第33号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(共用施設の性格)

第2条 共用施設は、学生の課外活動を助成するための施設とする。

(管理運営の責任者)

第3条 共用施設に管理運営責任者を置き、総長が指名する副学長をもって充てる。

(会議室等)

第4条 共用施設に、次の各号に掲げる会議室等を置く。

- (1) 伊都地区に置く共用施設 共同連絡室、会議室、音楽練習室、器具庫、武道系練習室等
- (2) 大橋地区に置く共用施設 合宿室、研修室、防音室、暗室、器具庫等

(使用者の範囲)

第5条 会議室等（談話室を除く。以下同じ。）は、本学が公認したサークルが使用できるものとする。ただし、管理運営責任者が適当と認めた場合には、その他のものに使用させることができる。

2 談話室は、本学の学生が使用できるものとする。

(使用許可等)

第6条 会議室等を使用しようとするサークル等は、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

2 管理運営責任者は、前項の許可を受けたサークル等が、この規則等及び許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(使用時間及び休業日)

第7条 共用施設の使用時間及び休業日については、管理運営責任者が別に定めるものとする。

(適正使用)

第8条 共用施設の使用に当たっては、法令、この規則及び管理運営責任者が別に定める事項を遵守し、適正に使用しなければならない。

(禁止事項)

第9条 サークル等は、共用施設の使用に当たっては、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 許可された目的以外に使用すること。
- (2) 許可された以外の会議室等を使用すること。
- (3) 許可された会議室等の全部又は一部を他のサークル等に使用させること。
- (4) 施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）を改廃し、新設し、又は無断で移動すること。
- (5) 文書、図画等を所定の場所以外に掲示すること。

(損害賠償)

第10条 共用施設を使用するものがその責に帰すべき事由により施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、共用施設の管理運営に関し必要な事項は、総長の承認を得て、管理運営責任者が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第79号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年度九大規則第 73 号）  
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規則第 33 号）  
この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。